

令和5年7月3日

組合員のみなさまへ

被扶養者の特定健診結果の提出について（お願い）

文部科学省共済組合では、40歳以上の組合員・任意継続組合員・被扶養者を対象に、今年度実施した事業主健診・人間ドック・特定健診のいずれかの結果を元に、特定保健指導判定を実施しています。判定の結果、「積極的支援」「動機づけ支援」に判定された方は、特定保健指導の対象者となり、特定保健指導のご案内を送付しています。

この特定健診及び特定保健指導を受ける人が少ない共済組合に対し、国よりペナルティを課されることとなっています。具体的には、後期高齢者支援金（後期高齢者医療制度における患者負担以外の部分）の共済組合負担率に対してペナルティ分加算されることとなっており、文部科学省共済組合は、特定保健指導について過去にペナルティが課せられたことがありました。

また、ペナルティ対象実施率は年々厳しくなっているため、より一層の努力が必要となります。

共済組合の負担率が上がると、組合員のみなさまの掛金率アップにつながる可能性がありますので、実施率の向上にご協力いただきますようお願いいたします。

40歳以上（令和6年3月31日時点）の被扶養者で、パート先での事業主健診を受診する等のため、文部科学省共済組合の特定健診を受診されない方は、パート先での事業主健診等の結果を共済組合へご提出くださるようお願いしています。提出については、別紙「2023年度勤務先（パート先）等の健診結果送付シート」に健診結果の写しを添付のうえ、各支部の共済担当にご提出ください。

みなさまの健康はもとより、個々の金銭負担の増額を防ぐためにも、対象の被扶養者のいる組合員のみなさまにおかれましては、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。